

2024年9月10日

滋賀・立命館ダイビングクラブ 会員規約

第1条【名称及び位置】

本クラブは、滋賀・立命館ダイビングクラブと称する。(以下本クラブ)
本クラブの事務局は滋賀県草津市野路東 1-1-1 に置く。

第2条【目的】

本クラブは、専任コーチ制による一貫した飛込指導によりスポーツマン精神を通じて公德心を養いマナーを学び、飛込競技に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全なる心身の育成と日本飛込界を担う選手を育成し、地域スポーツの振興を図ることを目的とする。

第3条【内容】

本クラブは初心指導、選手育成指導、競技会に関する各種研究を行い、各種競技会、国内外交流会に参加し、飛込競技の普及・向上を行う。

第4条【入会資格】

本クラブに入会できるものは、本クラブの趣旨に賛同し、規約に同意したものとする。ただし、医師による運動制限を受けている方過去に除名処分を受けている方、反社会的勢力関係者は入会資格がないものとする。

第5条【入会】

- 入会希望者は別に定める入会申込書および金融機関預金口座振替依頼書に必要事項を記入、捺印し、併せて入会金・会費等(諸会費)を納入しなければならない。また、健康状態は虚偽なく申告すること。申告内容によっては医師の健康診断書を必要とする。
- 本クラブは入会を承認しないことができる。承認しない場合の理由は示す必要はないものとする。

第6条【指導日時】

会員は本クラブにおいて定められた曜日、時間の中で指導を受けるものとする。

第7条【諸規則の遵守】

会員は、本クラブの練習施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本クラブのスタッフや施設管理者の指示に従うものとする。

第 8 条【コース変更、休会、退会に関する届出】

1. 入会申込書に記載した内容に変更があった場合は遅滞なく提出すること。
2. コース変更をする場合、変更希望月の前月の、本クラブが指定する届出締切日までに所定の届出書を提出すること。ただし、会費に返金が生じない場合は前月末日まで認める。
3. 本クラブを退会する場合は、退会希望月の本クラブが指定する届出締切日までに所定の届出書を提出すること。期限を過ぎた場合は翌月扱いとする。また未納会費がある場合は完納すること。
4. 本クラブを一時的に休会する場合は、前月の、本クラブが指定する届出締切日までに所定の届出書を提出すること。
5. 休会期間は最長 2 か月とし、休会期間中は一か月につき別に定める会費を納入すること。

第 9 条【除名】

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合には、会員を除名することができる。

1. 本クラブ会費を 2 ヶ月以上滞納し、請求期限内に完済されない場合。
* 除名以前の会費は全て納入すること。
2. 本規約、その他本クラブが定める規則及び職員の指示に従わない場合。
3. その他本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した場合。

第 10 条【会員資格の喪失】

会員は次の場合に資格を失う。

1. 退会手続きが完了したとき。
2. 会員本人が死亡したとき。
3. 除名されたとき。

第 11 条【定休日及び臨時休校日】

本クラブの休校日は原則として本クラブが定めた日及び祝日とする。

但し、プールの館内整備、大会等による専用利用、その他の理由により臨時休校することがある場合には、1週間前までに会員へ通知するものとする。また、台風等の悪天候・天災時・集団疾病および行事等により臨時休校する場合がある。

第 12 条【振替サービス】

突発的なケガや病気等でやむを得ず欠席する場合に限り、別の開校日に振替指導を受けることができる。ただし安全確保のため、受け入れ人数に空きがある場合のみとする。

第 13 条【入会金及び月会費】

1. 会員種別毎の月会費は、別に定める。
2. 一旦納入した入会金・会費は、返金を行わない。(ただし本クラブが認めた場合を除く。)
3. 月会費は、金融機関預金口座振替とする。
4. 会費過納分・不足分は、翌月口座振替時に調整または、事務局にて現金清算するものとする。

第 14 条【傷害及び保険】

本クラブ内において定められた授業時間内で本クラブの責と認められる事故については本クラブが加入する傷害保険内での保障を限度とする。

第 15 条【会員の損害賠償責任】

1. 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により施設または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブは、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとする。

第 16 条【禁止事項】

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為を禁止するものとする。

1. 他の会員(本クラブ)に対しての暴言・暴力・嫌がらせなど恐怖を感じさせる行為。
2. 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
3. 法令や公序良俗に反する行為。
4. 刃物など危険物の館内への持ち込み。
5. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動行為。
6. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第 17 条【費用等の変更】

本クラブは本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、変更することができる。

第 18 条【規約の改正】

本規約の改正は本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。また、会員は規約の改正に対し、異議の申し立て・権利の主張・その他一切の請求をしないものとする。

第 19 条【個人情報について】

本クラブは個人情報について法令その他の定めに従い、必要な範囲においてのみ個人情報を適切に収集し、利用するものとする。その他、本クラブの運営委託先である株式会社クレオテックが定める個人情報の取り扱いに従う。

【附則】

本規約は 2024 年 9 月 10 日より施行する。